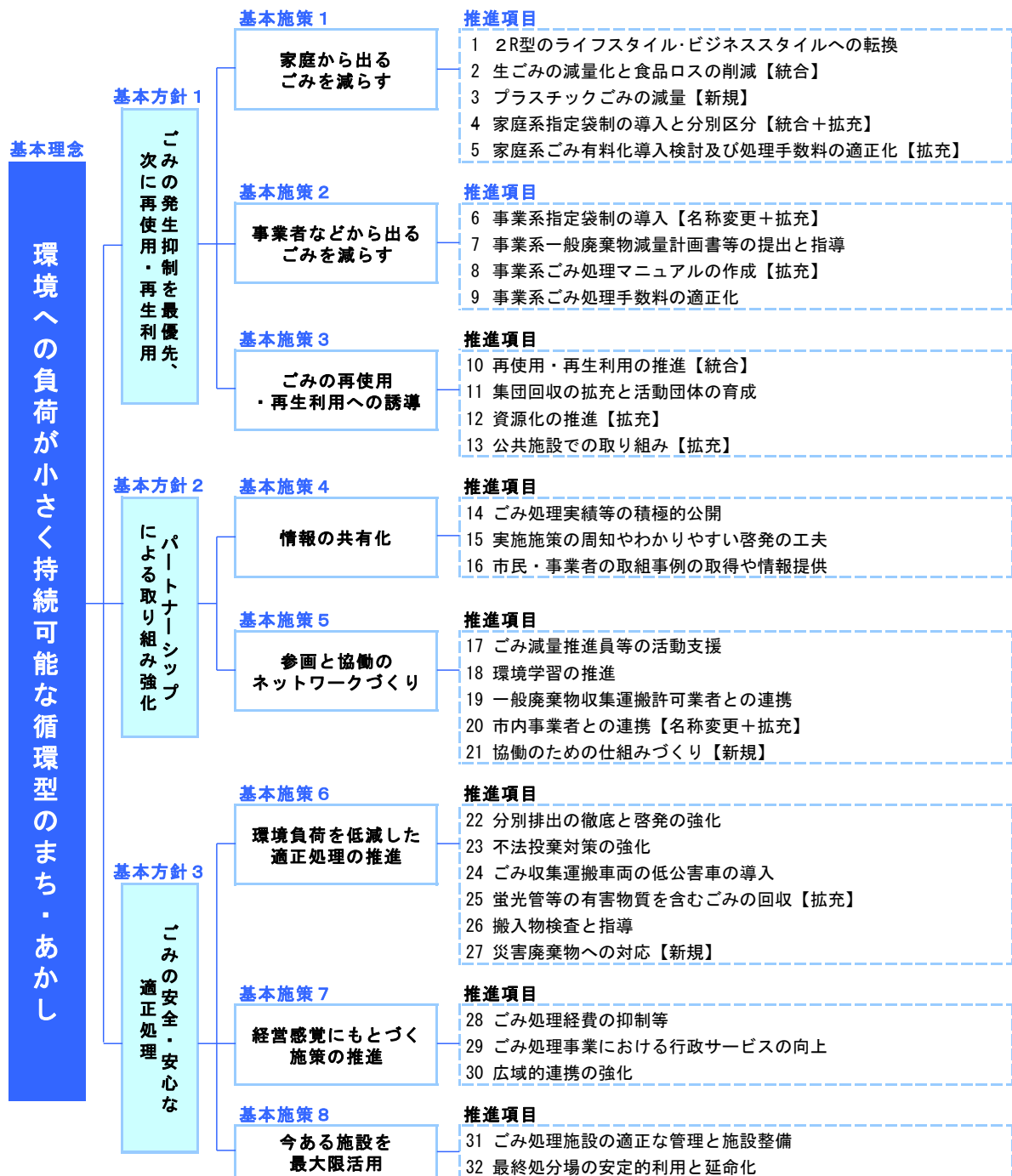


推進項目の見直しについて

1. 施策の体系図

本計画における新たな施策の体系図を示します。



2. 推進項目

基本施策に関する具体的な取り組み内容として、以下の推進項目（31 項目）を設定します。

基本施策 1 家庭から出るごみを減らす

- (1) 2R 型のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換
 - ・環境に配慮した行動を市民や事業者に浸透させる。
 - ・グリーンコンシューマー（緑の消費者）運動を推進する。

- (2) 生ごみの減量化と食品ロスの削減【統合】
 - ・生ごみの水切りの推進と堆肥化の普及啓発をする。
 - ・『もったいない』を意識した行動を推進する。
 - ・食品ロスを削減するための方策について普及啓発を図る。
 - ・環境に配慮した「買い物」、「料理」を行うエコクッキングについて関係機関と連携し推進する。

- (3) プラスチックごみの減量【新規】
 - ・使い捨てプラスチックの使用の削減に向けた啓発を行う。
 - ・マイバッグ、マイボトル等の利用を促進する。
 - ・海洋プラスチック等のプラスチック問題に関する意識を向上させる。

- (4) 家庭系指定袋制の導入と分別区分【統合+拡充】
 - ・袋の仕様について近隣他都市の状況等を調査する。
 - ・指定袋の実施に合わせて名称変更するとともに、分別区分についても検討する。
 - ・指定袋へのバイオプラスチック等の導入を検討する。

- (5) 家庭系ごみの有料化導入検討及び処理手数料の適正化【拡充】
 - ・更なるごみの減量化やごみ処理経費の負担の公平化などが必要となる場合は、近隣他都市の状況も勘案し有料化導入について検討する。
 - ・処理原価及び近隣市との料金バランスを図るため、搬入手数料の適正化を適時・適切に実施する。

基本施策2 事業者などから出るごみを減らす

- (6) 事業系指定袋制の導入【名称変更+拡充】
- ・指定袋による排出へと排出方法の変更に取り組み、ごみの排出抑制、不適正排出の防止を図る。
 - ・一般廃棄物処理業許可業者へ説明を十分に行い、制度の導入が円滑に進むよう配慮する。
 - ・指定袋へのバイオプラスチック等の導入を検討する。
- (7) 事業系一般廃棄物減量計画書等の提出と指導
- ・大規模な建築物の所有者等に対し、事業系一般廃棄物の減量計画書の提出と廃棄物管理責任者の選任を求める。
 - ・必要に応じて事業者への立入検査を行い、ごみの適正排出や減量化に向けた指導等の取組を実施する。
 - ・事業者における生ごみの資源化（食品リサイクル）に向けた自主的な取組を促進する。
- (8) 事業系ごみ処理マニュアルの作成【拡充】
- ・事業系ごみの処理マニュアルを作成し、事業活動によって発生したごみの適正処理という観点だけでなく、廃棄物等の3Rの取組により事業系ごみの減量を推進する。
- (9) 事業系ごみ処理手数料の適正化
- ・処理原価及び近隣他都市との料金バランスを図るため、搬入手数料の適正化を適時・適切に実施する。

基本施策3 ごみの再使用・再生利用への誘導

- (10) 再使用・再生利用の推進【統合】
- ・家具の再使用を推進する。（リサイクル家具）
 - ・市民が気軽に参加できる取組（リサイクル図書の無料提供）を継続する。
 - ・小型家電及び廃食用油の再生利用を推進する。
 - ・再使用や再生利用の取組みについて、他都市及び民間技術の動向を調査しながら、効果的な事業について検討する。

- (1 1) 集団回収の拡充と活動団体の育成
- ・地域のリーダーの育成や支援体制を充実させ、地域のコミュニティやネットワークの強化を図り、地域での取り組みの活性化を促す。
 - ・地域の活動団体を支援するため実施団体の登録・相談、助成金の交付、回収業者への協力等を行う。
 - ・優秀な団体に対し、その功績を称え表彰する。
 - ・集団回収の実施・未実施地域など現状把握に努め、市内の未実施地域の解消を目指す。
- (1 2) 資源化の推進【拡充】
- ・資源化可能な紙類がリサイクルルートへ適正に排出されるよう、分かりやすい情報発信に努める。
 - ・雑がみの分別に関する情報発信を強化する。
 - ・プラスチック類等の再資源化について調査・研究を進める。
- (1 3) 公共施設での取り組み【拡充】
- ・グリーン購入（環境への負荷が出来るだけ少ない製品やサービスを選ぶ）など、循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行する。
 - ・施設見学や小学校の社会見学など環境教育を推進する。
 - ・庁内で発生する古紙のリサイクルを推進する。
 - ・学校給食のリサイクルを推進する。
 - ・公園・街路樹等の剪定枝の有効利用を検討する。

基本施策 4 情報の共有化

- (1 4) ごみ処理実績等の積極的公開
- ・本計画の目標値の周知徹底、達成状況や進捗状況の情報発信により、一人ひとりが目標意識をもってごみの減量やリサイクルに取り組めるように努める。
 - ・ごみの減量・資源化の推進を図るため、情報媒体の特性を活かしながら、効果的な情報を発信する。
- (1 5) 実施施策の周知やわかりやすい啓発の工夫
- ・市民や事業者にとってわかりやすい広報・啓発の工夫に努める。
 - ・若者や高齢者、外国人、中小規模の事業者などこれまで情報が届きにくかった人たちに対して、積極的な情報発信に努める。

- (16) 市民・事業者の取組事例の取得や情報提供
- ・ごみの分別及び再生利用の先進事例等について継続的な情報収集に努め、家庭や事業者で実践している効果的な取組について情報を発信する。

基本施策5 参画と協働のネットワークづくり

- (17) ごみ減量推進員等の活動支援
- ・市民とのパートナーシップの強化に取り組み、ごみの減量化や再資源化を促進するための活動支援を行う。
 - ・市民の理解を得つつ多角的な啓発促進事業の展開を目指す。
- (18) 環境学習の推進
- ・施設見学、環境講座、各種イベントの実施など、さまざまな環境学習の機会を提供し、ごみの適正処理に必要な知識や見識を深め、循環型社会の構築を推進する。
- (19) 一般廃棄物収集運搬許可業者との連携
- ・許可業者を通じて事業系ごみの適正排出に向けた助言・指導を行う。
 - ・事業系ごみの減量・資源化の推進を図るため、情報交換など連携強化に努める。
- (20) 市内事業者との連携【名称変更+拡充】
- ・食品ロスやプラスチック類等、ごみの減量やリサイクルに向けた取り組みを行う事業者について幅広く情報収集するとともに支援を検討する。
- (21) 協働のための仕組みづくり【新規】
- ・市民・事業者・行政が一体となって廃棄物の発生抑制等に取り組める仕組みづくりを行います。

基本施策6 環境負荷を低減した適正処理の推進

- (22) 分別排出の徹底と啓発の強化
- ・市民や転入者に対するごみハンドブックやごみ分別カレンダーの配布を行う。
 - ・ごみステーションにおいてシールによる警告・注意喚起を行うなど、ごみの出し方や分別ルールの徹底を図る。

- (23) 不法投棄対策の強化
 - ・家電リサイクル法に係る家電製品だけでなく、それ以外の不法投棄に対する取り組みについても関係機関（国・県・警察等）との連携強化を図る。
 - ・市民、事業者と連携した不法投棄の発見と通報及び防止活動の普及啓発に努める。

- (24) ごみ収集運搬車両の低公害車の導入
 - ・収集運搬車両の形態及び台数について継続して見直しを行う。
 - ・老朽化等による車両の更新の際には、低公害車の計画的導入を図る。

- (25) 蛍光管等の有害物質を含むごみの回収【拡充】
 - ・焼却炉停止の原因となる水銀、ごみ収集運搬車両や中間処理施設の火災の原因となるカセットボンベやリチウムイオン電池等の危険物や有害物質のごみへの混入を防止するため、これらの危険性や適切な処理方法について周知・啓発を行い、適正処理を推進する。

- (26) 搬入物展開検査と指導
 - ・処理困難物の搬入防止や分別状況を把握するため、ごみの適正な搬入検査と指導を行う。

- (27) 災害廃棄物への対応【新規】
 - ・迅速かつ的確に対応していくため、平時から災害廃棄物処理体制を整備する。
 - ・平時から災害廃棄物処理に関する情報周知や教育活動を行います。

基本施策7 経営感覚にもとづく施策の推進

- (28) ごみ処理経費の抑制等
 - ・安全性や環境への影響を十分に考慮しつつ、ごみ処理体制及び業務の委託について効率化を図り、経費の抑制等に努める。

- (29) ごみ処理事業における行政サービスの向上
 - ・超高齢化社会の到来や大規模災害への対応など、社会状況の変化に伴う市民ニーズはますます多様化・複雑化しており、ごみに関する施策の効果や課題・留意点等の確認・検討等を行い、市民に対する行政サービスの向上に努める。

(30) 広域的連携の強化

- ・周辺自治体と協力し、ごみ減量やリサイクルに関する取り組みを効果的・効率的に行う。
- ・災害時の自己及び広域処理に対応できる処理施設の確保も必要となるため「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、他自治体や関係団体との総合的な支援連携を進める。

基本施策8 今ある施設を最大限活用

(31) ごみ処理施設の適正な管理と施設整備

- ・ごみ処理施設の適正な管理を行い、安定的な稼働に努める。
- ・次期ごみ処理施設は、環境負荷の低減や大規模災害に対する強靱な処理システムの構築が図られ、多くの市民に利用される多機能型施設となるよう検討を進める。

(32) 最終処分場の安定的な利用と延命化

- ・最終処分場の埋立物の安定化に向け、適正な管理を行う。
- ・一般廃棄物の更なる減量化や資源化など最終処分量の削減に向けた取り組みを推進する。
- ・焼却灰の安定かつ継続的な処理・処分を確保し、ごみの再生利用や最終処分場の延命化を図るため、焼却灰の資源化を進める。